

参考配布

令和元年9月3日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 松原 哲也

主任中央需給調整事業指導官 松浦 大造

課長補佐 富田 英晴

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、北海道労働局が行政処分を実施し、別添のとおり当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。



厚生労働省
北海道労働局発表
令和元年9月3日

【照会先】
北海道労働局職業安定部需給調整事業課
課長 坂本 恵治 (内線 3661)
課長補佐 南 安二 (内線 3661)
(代表電話) (011)709-2311

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び 労働者派遣事業改善命令について

北海道労働局（局長：福士 亘）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、同法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	旭川運送株式会社
代表者職氏名	代表取締役 山本 宏治
所在地	北海道旭川市流通団地四条五丁目 31 番地 1
許可番号	派01-030017
許可年月日	平成15年5月1日

第2 処分の内容

- (1) 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)
- (2) 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

第3 処分理由

旭川運送株式会社は、少なくとも平成30年9月1日から平成31年4月3日までの間、厚生労働大臣の許可を受けずに労働者派遣事業を行っているA社から、在籍出向と称して労働者40名の労働者派遣を受け入れ、また、当該労働者らをB社に供給し、少なくとも延べ4,779人日にわたり、職業安定法第44条（昭和22年法律第141号）において禁止されている労働者供給事業を行ったこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

令和元年9月4日から同年12月3日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

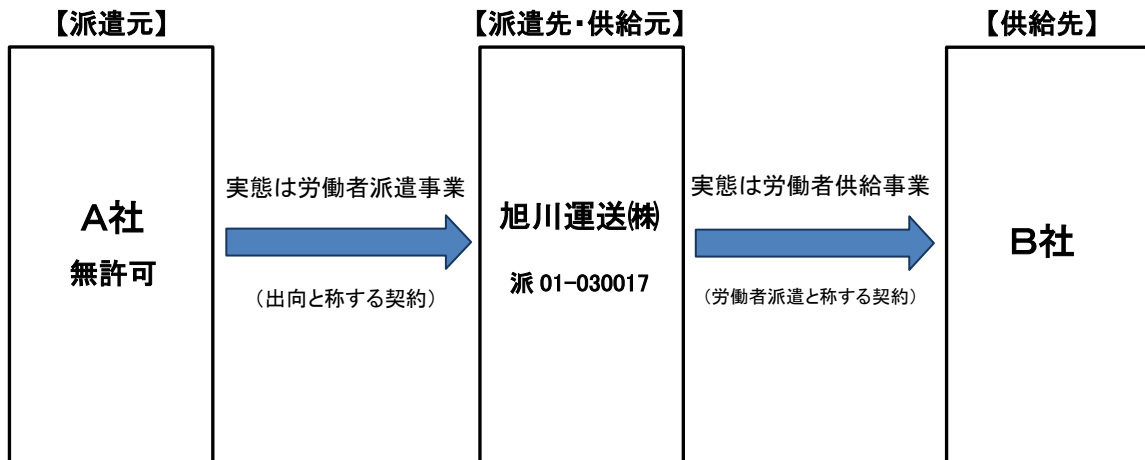
第5 労働者派遣事業改善命令の内容

- (1) 労働者派遣事業、請負事業の全てを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第24条の2(派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止)
 - ② 職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)
- (2) 上記「第3 処分理由」に係る労働者派遣法及び職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
 - (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において確実な方法により、遵法体制の整備を図ること。

【概要】



【参考】

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和 60 年法律第 88 号) (抄)

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第六条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該当しているとき。
- 二 この法律(第二十三条第三項、第二十三条の二、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止)

第二十四条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

○職業安定法(抄)

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自ら指揮命令の下に労働させてはならない。